



第 8 1 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会
第 2 6 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会



宮 崎 県 準 備 委 員 会

第 6 回 広 報 ・ 県 民 運 動 専 門 委 員 会

議 事

マスコットキャラクター競技別デザイン（案）について

1 趣旨

第5回広報・県民運動専門委員会において決定したマスコットキャラクターの基本デザインを活用し、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会における正式競技・特別競技の競技別デザインを作成するもの。

2 マスコットキャラクター競技別デザイン（案）

別添のとおり

3 活用方法

県準備委員会が作成する広報物等への掲載のほか、市町村や競技団体等における活用を促進し、大会開催の機運醸成につなげる。

4 その他

本案のほか、公開競技、デモンストレーションスポーツ及びオープン競技等の競技別デザイン、県民運動・おもてなし関係の展開デザインなどを今後、作成予定

マスコットキャラクター競技別デザイン（案）

【国スポ正式競技・特別競技 ①】

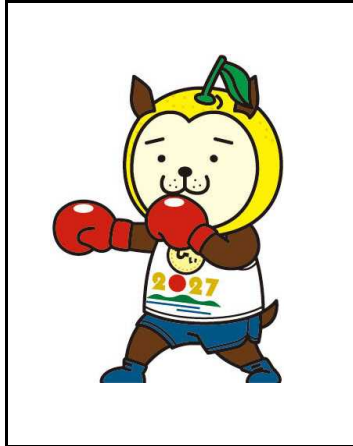
<p>1 陸上競技</p> 	<p>2 水泳（競泳）</p> 	<p>3 水泳（飛込）</p> 
<p>4 水泳（水球）</p> 	<p>5 水泳（アーティスティックスイミング）</p> 	<p>6 水泳（オープンウォータースイミング）</p> 
<p>7 サッカー</p> 	<p>8 テニス</p> 	<p>9 ボート</p> 

【国スポ正式競技・特別競技 ②】

10 ホッケー



11 ボクシング



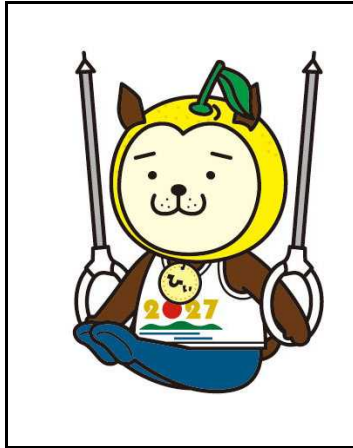
12 バレーボール（6人制）



13 バレーボール（ビーチバレー）



14 体操（体操競技）



15 体操（新体操）



16 体操（トランポリン）



17 バスケットボール



18 レスリング

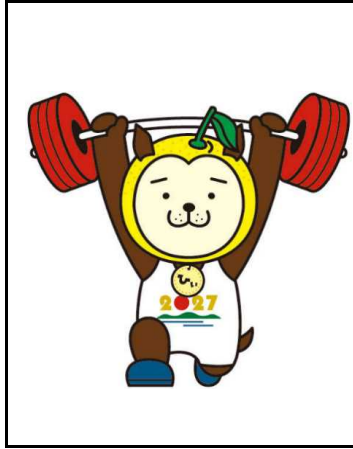


【国スポ正式競技・特別競技 ③】

19 セーリング



20 ウェイトリフティング



21 ハンドボール



22 自転車



23 ソフトテニス



24 卓球



25 軟式野球



26 相撲



27 馬術



【国スポ正式競技・特別競技 ④】

28 フェンシング



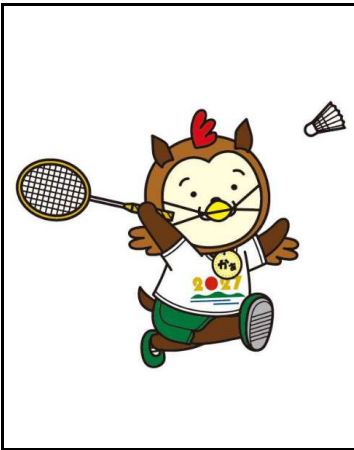
29 柔道



30 ソフトボール



31 バドミントン



32 弓道



33 ライフル射撃 (CFP)



34 ライフル射撃 (CFP以外)



35 剣道



36 ラグビーフットボール



【国スポ正式競技・特別競技 ⑤】

37 スポーツクライミング



38 カヌー (スプリント)



39 カヌー (スラローム、ワイルドウォーター)



40 アーチェリー



41 空手道



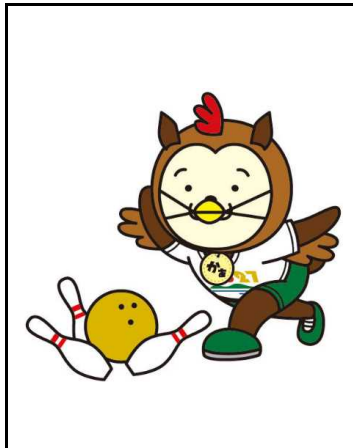
42 銃剣道



43 なぎなた



44 ボウリング



45 ゴルフ



【国スポ正式競技・特別競技 ⑥】

46 トライアスロン



47 高等学校野球



【障スポ正式競技 ①】

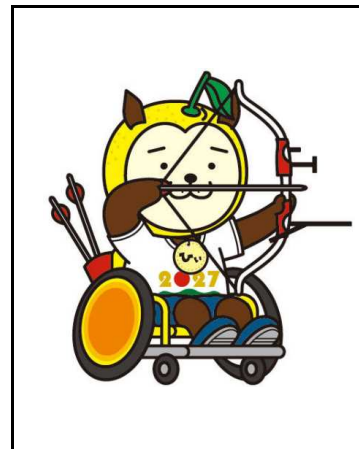
1 陸上競技 (身・知)



2 水泳 (身・知) 【同：国スポ】



3 アーチェリー (身)



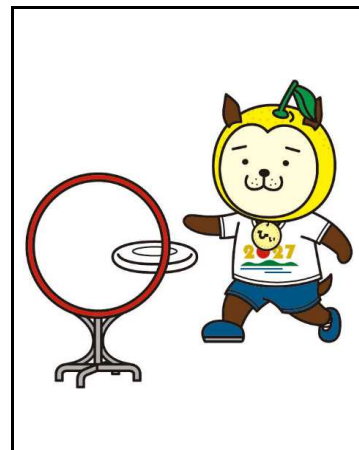
4 卓球 (身・知・精) 【同：国スポ】



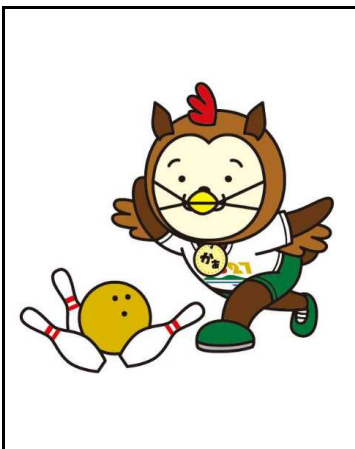
5 サウンドテーブルテニス (身)



6 フライングディスク (身・知)



7 ボウリング (知) 【同：国スポ】



8 ポッチャ (身)



9 バスケットボール (知) 【同：国スポ】



【障スポ正式競技 ②】

10 車椅子バスケットボール (身)



11 ソフトボール (知) 【同：国スポ】



12 グラウンドソフトボール (身)



13 フットベースボール (知)



14 バレーボール (身・知・精) 【同：国スポ】 +補聴器



15 サッカー (知) 【同：国スポ】



「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に係る
マスコット等取扱要領（案）について

1 趣旨

本県で開催される「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会）のマスコットキャラクター及び愛称・スローガン等（以下「大会マスコット等」という。）のデザインを大会のPR等のために活用するにあたり、その取扱要領を定めるもの。

2 要領（案）

別添のとおり

3 使用手続等

(1) 使用目的

公共目的であって、スポーツ活動または大会の開催に寄与すると認められる場合

<主な使用例>

- ① スポーツ大会のプログラムや機関誌への掲載
- ② 競技団体やチームが作成するTシャツ・ユニフォームへの掲載
- ③ 運動会などの学校行事で使用する旗への掲載
- ④ 自治体が発行する広報誌への掲載
- ⑤ 民間企業の社内報への掲載（外部へ配布せず、企業の販売促進につながらないもの）

(2) 使用手続

使用にあたっては無償とし、あらかじめ県準備委員会の許可を受け、使用後は報告書を提出することとする。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、事前の許可を不要とする。

- ① 国・地方公共団体、市町村が設置する実行（準備）委員会
- ② （公財）宮崎県スポーツ協会、宮崎県障がい者スポーツ協会等及びこれらに加盟する競技団体
- ③ デモンストレーションスポーツまたはオープン競技の実施団体
- ④ 保育所または学校及び認定こども園
- ⑤ 県準備委員会の構成団体
- ⑥ 報道機関（報道または広報目的により使用する場合）

4 本要領の位置付けと今後の流れ

- (1) 大会マスコット等は、本県の開催内定（令和4年度）の後、（公財）日本スポーツ協会への報告・承認を経て、公式なものとして決定する（それ以前であっても、開催県においてあらかじめ決定し、使用することは可能）。
- (2) 大会マスコット等は、国体マーク等と同様、同協会が規定する大会標章に該当し、商業目的による使用は有償となるが、その取扱いは同協会との協議の上、定めることとなる。
- (3) 上記のことから、現時点においては、本要領において、大会マスコット等の使用を「公共目的による使用」に限ることとし、公式決定後、同協会との協議を経て、「商業目的による使用」を追加する。

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に係るマスコット等取扱要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会（日本のひなた宮崎国スポ・障スポ）（以下「大会」という。）の開催にあたり、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会（以下「県準備委員会」という。）が定める大会のマスコット等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領においてマスコット等とは、次に掲げるものをいう。

- （1）県準備委員会が定める大会マスコット
- （2）大会愛称・スローガンその他県準備委員会が定める規定書体

（使用許可権限の行使）

第3条 前条に規定するマスコット等については、県準備委員会が使用許可権限を有し、自ら行使する。

（公共目的による使用）

第4条 マスコット等の使用について、その内容が次の各号に該当する場合は、県準備委員会は公共目的と認め、無償で使用させることができる。

- （1）資料または無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動または大会の開催に寄与すると認められるとき。
- （2）出版物についての使用であって、スポーツの歴史や記録などスポーツ及び大会に関する啓発内容を掲載すると認められるとき。
- （3）一般へのスポーツまたは大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき。
- （4）県準備委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。
- （5）その他県準備委員会がスポーツ活動及び大会開催に寄与すると認めるとき。

（公共目的による使用の申請及び報告）

第5条 マスコット等を公共目的により使用しようとする者は、あらかじめ

「大会マスコット等公共目的使用許可申請書」(様式第1号)を県準備委員会に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- (1) 大会の開催のために市町村が設置する実行(準備)委員会が使用するとき。
 - (2) 国、地方公共団体、公益財団法人宮崎県スポーツ協会、宮崎県障がい者スポーツ協会、宮崎県内の市町村体育(スポーツ)協会及びこれらに加盟する競技団体が使用するとき。
 - (3) 大会において、デモンストレーションスポーツまたはオープン競技を実施する団体が使用するとき。
 - (4) 保育所または学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に掲げる学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条による認定こども園が使用するとき。
 - (5) 県準備委員会の構成団体が使用するとき。
 - (6) 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。
 - (7) その他県準備委員会が特に認めるとき。
- 2 前項の規定により許可を得た者及び第1号から第5号、第7号のいずれかに該当する者がマスコット等を公共目的に使用したときは、各年度終了後30日以内または使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに「大会マスコット等公共目的使用報告書」(様式第2号)を県準備委員会に提出しなければならない。

(公共目的による使用の許可)

第6条 県準備委員会は、前条の規定による許可申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許可するものとする。

- (1) スポーツ及び大会の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) マスコット等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、または使用のおそれのあるとき。
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるとき。

- (6) 使用目的が明らかでないとき。
 - (7) その他県準備委員会が不適当と認めるとき。
- 2 前項の規定による許可は、許可番号を付した上で「大会マスコット等公共目的使用許可書」(様式第3号)をもって行うものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 マスコット等を使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用し、許可条件に従うこと。
- (2) 使用権を第三者に譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、規格外の展開など応用使用はしないこと。
- (4) 原則として、マスコット等を使用する物件に許可番号を付記すること。
ただし、その形状等から許可番号を付記することが困難な場合は、この限りではない。
- (5) マスコット等を使用する物件の完成見本を速やかに県準備委員会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) 使用許可された物件について、商標または意匠登録をしないこと。
- (7) 当該物件の使用にあたっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに県準備委員会に報告すること。なお、当該物件を原因とする事故に対しては、県準備委員会は一切の責任を負わない。

(許可内容の変更)

第8条 使用者が、許可内容の変更を希望する場合は、あらかじめ「大会マスコット等使用内容変更申請書」(様式第4号)を県準備委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 県準備委員会は、使用を許可した内容の変更を許可するときは、「大会マスコット等使用内容変更許可書」(様式第5号)により、当該使用者に通知するものとする。
- 3 第1項の申請については、第4条から前条までの規定を準用する。

(実地調査)

第9条 県準備委員会は、使用者に対し、使用状況について実地調査を行い、またはその使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

(違反に対する処置)

第10条 県準備委員会は、マスコット等の使用がこの要領または許可内容に違反していると認められる場合は、使用状況の変更を求めるほか、当該許可を取り消し、当該許可に係る物件の回収を命ずることができる。

- 2 前項の規定による許可の取消しは、「大会マスコット等使用許可取消書」(様式第6号)をもって行うものとする。
- 3 第1項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件を使用してはならない。
- 4 第1項の規定により当該許可に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許可に係る物件を回収しなければならない。
- 5 県準備委員会は、許可を得ずにマスコット等を使用している者または使用しようとしている者に対して、そのマスコット等の使用停止及び使用に係る物件の回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 6 県準備委員会は、前各項の規定による許可の取消し等により使用者等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(経費等の負担)

第11条 県準備委員会は、この要領による使用許可の申請に要した費用及び実施に係る経費または役務を負担しない。

- 2 県準備委員会は、マスコット等の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、マスコット等の使用の取扱いについて必要な事項は、県準備委員会が別に定める。

第81回国民スポーツ大会・
第26回全国障害者スポーツ大会
宮崎県準備委員会事務局長 殿

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

⑩

連絡先（担当者名、電話番号）

大会マスコット等公共目的使用許可申請書

下記のとおり、日本のひなた宮崎国スポ・障スポに係るマスコット等を使用したいので、申請します。

なお、使用にあたっては、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」マスコット等取扱要領に定める事項を遵守します。

記

1 申請内容

使用するマスコット等	
使用目的	
使用対象物件	
使用方法	(種類・規格・数量等)
使用場所	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
作成数	

2 添付書類

- ・企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図等）
- ・申請者の概要が分かるもの（2回目以降は、内容に変更がなければ省略可）
- ・その他参考となる資料

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
宮崎県準備委員会事務局長 殿

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
連絡先（担当者名、電話番号）

㊟

大会マスコット等公共目的使用報告書

（ 年度）

No.	種別	使用したマスコット等	使用目的	使用対象物件	使用期間	作成数	許可年月日	許可番号
1	公共目的							
2	公共目的							
3	公共目的							
4	公共目的							
5	公共目的							

- ・使用状況が分かる写真などの参考資料を添付すること。
- ・許可年月日及び許可番号については、申請による許可を受けたもののみ記入すること。

宮 国 障 委 一
年 月 日

様

第81回国民スポーツ大会・
第26回全国障害者スポーツ大会
宮崎県準備委員会事務局長

大会マスコット等公共目的使用許可書

年 月 日付けで申請のあった、大会マスコット等の使用について、下記のとおり許可します。

記

- 1 許可内容は、大会マスコット等公共目的使用許可申請書のとおりとする。
- 2 「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」マスコット等使用の手引を遵守すること
- 3 使用に当たっては、許可番号を付記すること
許可番号 宮国・障 許可第 号
- 4 使用期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする
- 5 条件
※「5 条件」は、許可に際し、条件を付する場合に記載

年 月 日

第81回国民スポーツ大会・
第26回全国障害者スポーツ大会
宮崎県準備委員会事務局長 殿

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

⑩

連絡先（担当者名、電話番号）

大会マスコット等使用内容変更申請書

年 月 日付けで許可（許可番号 宮国・障 許可第 号）を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

なお、変更後の使用に当たっては、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」マスコット等取扱要領に定める事項を遵守します。

記

変更内容

宮 国 障 委 一
年 月 日

様

第81回国民スポーツ大会・
第26回全国障害者スポーツ大会
宮崎県準備委員会事務局長

大会マスコット等使用内容変更許可書

年 月 日付けで申請のあった、許可番号 宮国障 許可第 号の大会マスコット等の使用内容の変更について、下記のとおり許可します。

記

- 1 変更許可内容は、大会マスコット等使用内容変更申請書のとおりとする。
- 2 「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」マスコット等取扱要領を遵守すること

宮 国 障 委 一
年 月 日

様

第81回国民スポーツ大会・
第26回全国障害者スポーツ大会
宮崎県準備委員会事務局長

大会マスコット等使用許可取消書

年 月 日付けで申請のあった、許可番号 宮国障 許可第 号の大会マスコット等の使用については、その許可を取消します。